

大学院体育学研究科に係る専攻長選考規則

〔令和 8年 3月10日〕
規 則 第 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則第6条第5項の規定に基づき、大学院体育学研究科修士課程、博士後期課程体育学専攻、修士課程スポーツ国際開発学共同専攻及び3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻の専攻長（以下「専攻長」という。）の選考、任期等の基準その他必要な事項について、定めるものとする。

(専攻長)

第2条 大学院体育学研究科の各専攻の運営を行うため専攻長を置く。

(選考)

第3条 専攻長の選考は学長が行う。

(選考の時期)

第4条 専攻長の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 専攻長の任期が満了するとき。
- (2) 専攻長が辞任を申し出たとき。
- (3) 専攻長が欠員となったとき。

2 専攻長の選考は、前項第一号に該当するときは、任期満了の1か月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(専攻長の資格)

第5条 専攻長候補者は、当該専攻の専任の教授から選任する。

(任期)

第6条 専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 専攻長が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、専攻長の選考について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月10日から施行する。